

令和8年5月

播磨町議会臨時会議案

承認第 2 号

専決処分したものに付き承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

播磨町長 佐伯謙作

「別記」

専決第 15 号

播磨町固定資産評価員の選任の専決処分について

播磨町固定資産評価員（以下「評価員」という。）が令和8年3月31日付けで辞任したことにより、地方税法（昭和25年法律第226号）第409条に規定する固定資産の評価をするための新しい評価員を早急に選任する必要があるが生じたが、町議会を招集する時間的余裕がないため、評価員に下記の者を選任することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

記

住 所 明石市二見町
氏 名 本 江 研 一
生年月日

令和8年3月31日専決

播磨町長 佐伯謙作

承認第 3 号

専決処分したものに付き承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

播磨町長 佐伯謙作

「別記」

専決第 16 号

播磨町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の規定による税制改正に伴い、播磨町税条例の一部を改正する条例を制定する必要があるが生じたが、施行期日が迫っており、町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

播磨町長 佐伯謙作

播磨町税条例の一部を改正する条例

播磨町税条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割税」を「軽自動車税」に、「種別割等」を「軽自動車等」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条の2第1項中「第81条の9」を「第81条の3」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第127条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1

号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第127条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第124条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第130条の2第1号中「第130条の5」の次に「、第131条の8」を加える。

第131条の4の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第131条の5 第127条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第131条の6 第127条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,220円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第131条の7 第127条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について80円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第131条の8 第127条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第137条第1項中「66万円」を「67万円」に、「1)並びに」を「1)」、「」に改め、「場合には、17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第124条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 854円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第124条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 56円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円
- (イ) 特定世帯 280円
- (ウ) 特定継続世帯 420円

第137条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第124条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 610円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第124条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円
- (イ) 特定世帯 200円
- (ウ) 特定継続世帯 300円

第137条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第124条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 244円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第124条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円
- (イ) 特定世帯 80円
- (ウ) 特定継続世帯 120円

第137条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 183円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 305円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 488円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 610円

第137条第3項各号列記以外の部分中「国民健康」を削り、同項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第131条の5の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第131条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第131条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第137条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に

改め、同条第12項から第14項までを削り、同条第15項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第19項を第16項とし、第20項を第17項とする。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則第22条（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第22条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第22条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36条」に改める。

附則第22条の13中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第43項」に改める。

附則第25条、第26条及び第28条から第35条までの規定中「第131条」の次に「、第131条の5」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の播磨町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226条）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和8年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度までの都市計画税については、なお従前の例による。

(播磨町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 播磨町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

承認第 4 号

専決処分したものに付き承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

播磨町長 佐伯謙作

「別記」

専決第 17 号

播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第38号）の施行に伴い、播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を制定する必要があるが生じたが、施行期日が迫っており、町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

播磨町長 佐伯謙作

播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「第7号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

承認第 5 号

専決処分したものに付き承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

播磨町長 佐伯謙作

「別記」

専決第 18 号

播磨町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の規定による税制改正に伴い、播磨町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、施行期日が迫っており、町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

播磨町長 佐伯謙作

播磨町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

播磨町福祉医療費助成条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条4の2第5項」を「同法附則第5条の4第5項」に、「同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項」を「同法附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 28 号

工事請負契約締結の件

令和8年4月23日付けで入札に付した播磨南中学校西校舎大規模改造工事（第3期）について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 播磨南中学校西校舎大規模改造工事（第3期）
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 277,200,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 25,200,000円)
- 4 契約の相手方 兵庫県宍粟市山崎町須賀沢1208番地
八幡建設株式会社
代表取締役 中住 則夫

令和8年5月8日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 29 号

損害賠償の額の変更及び和解の件

令和8年3月3日に議決された損害賠償の額「722,000円」を「1,040,318円」に変更し、和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月8日提出

播磨町長 佐伯謙作